

水質汚濁性農薬被害防止対策実施要領

(昭和46年 6月17日)
(昭和50年12月 8日一部改正)
(昭和61年 4月 1日一部改正)
(平成 5年 1月27日一部改正)
(平成 6年 7月 1日一部改正)
(平成 7年 1月23日一部改正)
(平成 7年 8月 1日一部改正)
(平成 7年12月27日一部改正)
(平成 8年 4月30日一部改正)
(平成 9年 1月 8日一部改正)
(平成10年 3月11日一部改正)
(平成11年 1月18日一部改正)
(平成13年 7月 2日一部改正)
(平成14年 4月 1日一部改正)
(平成14年 6月19日一部改正)
(平成15年 8月 1日一部改正)
(平成18年 4月 1日一部改正)
(平成19年 4月 1日一部改正)
(平成20年 4月 1日一部改正)
(平成21年 4月 1日一部改正)
(平成23年12月27日一部改正)
(平成26年 4月 1日一部改正)
(平成27年 4月 1日一部改正)
(平成31年 1月 9日一部改正)
(令和 3年 7月29日一部改正)

1 目的

この要領は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第28条の規定により、当該農薬の適正な使用を確保し、もって水産動物の被害及び水質の汚濁を未然に防止することを目的とする。

2 定義

この要領において、水質汚濁性農薬とは、法第26条で水質汚濁性農薬に指定された農薬（指定農薬）のうち、CAT剤をいう。

3 水質汚濁性農薬の取扱い

農薬使用者、市町長等は、水質汚濁性農薬の使用については、次の事項に留意しなければならない。

(1) 使用禁止場所

散布された農薬が河川，湖沼，海域及び養魚池（以下「河川等」という）並びに浄水場に飛散又は流入するおそれがある場所。

(2) 自主調整の指導

3の（1）以外の場所であっても，一時にまとまって農薬が使用された場合に水産動物の被害が発生するおそれがあるとき又は公共用水域の汚濁が生じ，かつ，その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは，当該市町長は，地区単位で使用を中止し，あるいは使用間隔を設けるなど，当該農薬使用者が自主調整を行うよう指導するものとする。

(3) 代替農薬の普及促進

ア 市町長は，農薬使用者ができるだけ水質汚濁性農薬を使用しないように指導するものとし，これに替わる農薬（以下「代替農薬」という）の普及を図るものとする。

イ アの場合において，市町長が代替農薬の使用を指導するときには，法第3条第1項に規定する登録農薬及び特定農薬の中から水産動物及び水質に影響の少ない農薬を選定するものとする。

(4) 使用の届出

水質汚濁性農薬を同一時期及び場所において，10アール以上使用する場合，農薬使用者は，使用7日前までに関係市町長に別紙様式1により届け出なければならない。

なお，様式1により届け出た内容を変更する場合には，その都度，変更内容を届け出るものとする。

(5) 報告等

ア 市町長は，(4)の届出を受理したときは，(2)の資料とするとともに，翌月5日までに，別紙様式2によって西部農業技術指導所長に報告するものとする。

イ 西部農業技術指導所長は、上記アの報告を受けた場合は、遅滞なく、報告書の写しにより、農林水産局長に報告するものとする。

4 農業技術指導所職員等による指導

(1) 水質汚濁性農薬を使用しようとする者は、農業技術指導所職員及び広島県病害虫防除員の指導を受け、当該農薬を安全に使用するよう努めるものとする。

(2) 農業技術指導所は、関係機関と連携を密にして、農薬の適正な使用を指導し、水産動物の被害及び水質汚濁の防止に努めるものとする。

5 被害の発生・報告

市町長は、水質汚濁性農薬が使用され、このため、水産動物に被害の発生が認められた場合には、水質汚濁性農薬による被害の報告を別紙様式3により速やかに西部農業技術指導所を經由し農林水産局長に報告するものとする。

(別紙様式1)

水質汚濁性農薬（指定農薬）使用（変更）届

年 月 日

市町長 様

使用者

住所

氏名

水質汚濁性農薬を，次のとおり使用（変更）したいので届け出をします。

| 使用農薬名 | 使用予定月日 | 使用地区(大字, 字) | 田畑別 | 使用面積 | 10aあたり使用量 | 総使用量 | 備考 |
|-------|--------|-------------|-----|------|-----------|------|----|
| | | | | a | kg・l | | |

※ 変更を届け出る場合には，変更した箇所を記載し，区分（追加，変更，中止）を備考欄に記入すること。

(別紙様式2)

水質汚濁性農薬（指定農薬）使用（変更）報告

年 月 日

様

市町長

指定農薬の使用状況（ 月分）は次のとおりです。

| 使用農薬名 | 使用量 | 使用地区 | 備考 |
|-------|------|------|----|
| | kg・l | | |

※1 使用届写し添付すること。

※2 変更を届け出る場合には、変更した箇所を記載し、区分（追加，変更，中止）を備考欄に記入すること。

(別紙様式3)

水質汚濁性農薬(指定農薬)による被害

年 月 日

様

(市町長名)

次のとおり被害がありました。

1 被害状況

| | | |
|------------|---------|--------------------------|
| 被害発生年月日・時間 | | 年 月 日 |
| 被害発生場所 | 区分 | 河川, 湖沼, 養魚池, 海域, その他 () |
| | 住所 | |
| 被害発生状況 | 水産動物の種類 | |
| | 量 | |
| 被害発生地区の概略図 | | 別紙のとおり(水系を記入すること) |

2 被害発生原因等

| | | |
|-------------------|------|-------------------|
| 使用農薬 | 農薬名 | |
| | 使用量 | |
| | 使用時期 | 年 月 日 |
| 使用場所 | 区分 | 田・畑・その他 |
| | 住所 | |
| 農薬使用方法 | | |
| 特記事項 | | |
| 農薬使用場所と被害発生場所の概略図 | | 別紙のとおり(水系を記入すること) |